| | | | |
|---|---|---|---|
| ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 | ［略］ | ［略］ | 第百十四条の十三第一項第十二号 |
| ［略］ | 十二　払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号 | ［略］ | ［略］ |
| ［同上］ | ［同上］ | 十二　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項<br>イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨<br>ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 | ［略］ |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［項を加える。］ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | 第百十四条の二十五第一項第五号 |
| 五　払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号 | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 五　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項<br>イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨<br>ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号 | ［略］ | ［略］ | 第百十四条の二十六第一項第八号 |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［項を加える。］ |
| 八　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 | 八　払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号 | ［略］ | ［略］ |